

第 10 号議案

亀岡市職員の特殊勤務手当に関する条例 の一部を改正する条例の制定について

亀岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 57 年亀岡市条例第 9 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 11 月 29 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市職員の特殊勤務手当に関する条例 の一部を改正する条例

亀岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 57 年亀岡市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 11 号）第 1 条に規定するもの」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

亀岡市職員の特殊勤務手当に関する条例
の一部を改正する条例案要綱

- 1 新型コロナウイルス感染症の定義として引用する新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の廃止に伴い、
所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例は、公布の日から施行すること。